

農用地利用集積等促進計画に関する説明書（転借人用）

※1～6省略

8～13について、貸借にかかる説明事項
なので、内容を確認しておいてください。

7 営農・管理に関する説明

- 周辺農地・宅地等を考慮しながら、草刈を適正に行うこと。
- 地域のとりきめやルールに従い、適切に営農を行うこと。
- 肥料・農薬の使用については適正な量を守ること。
- 病害虫駆除を行うときは、薬剤が飛散しないよう注意すること。
- 鳥獣害の餌になりそうなものは置かず、きちんと廃棄すること。

8 再設定に関する説明

- 再設定時には事前に（約6か月前）協議すること。
- 再設定しない場合、転借人が終期までに、ハウスや道具類は撤去して耕作できる状態で返還すること。
- 果樹の場合は別途協議。

9 解約に関する説明

- やむを得ない事由がない限り原則中途解約できないこと。
- 所有者から解約を希望される場合、解約日の6か月前までに申し出る必要があり、転借人の同意が必要である。解約された場合、未経過期間に対応する賃借料をみどり公社から転借人に返金する。
- 転借人から解約を希望する場合、解約日の6か月前までに申し出、関係機関と協議の上、解約することができる。
- 賃料等を支払わないとき、その他信義則に反した行為をしたときなどは、大阪府知事の承認又は許可を受けて賃借権又は使用貸借を解除することができる。

該当しない場合は削除し、以降の番号を繰り上げる。

10 地役権に関する説明（該当農地 ○○番）

- 該当農地には抵当権が設定されている。電線の支持物を除く電線路を設置（張替増強等を含む）すること及びその保守運営のための土地立入りもしくは通行の認容並びに電線路の最下垂時における電線の高さから3.75mを控除した高さを超える建造物及び工作物の築造ならびに爆発性可燃性を有する危険物の製造・取扱い・貯蔵その他電線路に支障となる立竹木の植栽は禁止する。
- 地役権設定者から誓約書の提出を求められることがある。

該当しない場合は削除し、以降の番号を繰り上げる。

11 抵当権に関する説明（該当農地 ○○番）

- 該当農地には抵当権が設定されている。抵当権が実行され、競売が行われた場合、転借人は解約に応じなければならない。

12 その他

- 転借人の連絡先等が変更になった場合は、速やかに連絡すること。
- 農用地利用集積等促進計画 共通事項(12) or (13) 当該土地の返還における原状とは、令和●年●月1日の利用権設定時の状態とする。
- 災害等により農地に損耗が生じた際は、速やかに大阪府みどり公社に連絡すること。
また、修繕方法等について協議に応じること。

該当しない場合は削除。

13 添付書類

- 農用地利用集積等促進計画書（案）

上記について説明を受け、この説明書及び添付書類を受領しました。

令和 年 月 日 住所

氏名

印